デマンドバス運行管理業務内容 (案)

1. 基本事項

- (1) 業務 下野市デマンドバス (おでかけ号) の運行管理
- (2) 運行期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日(2年間)
- (3) 契約金額 市貸与品(車両3台)を除き、運営・運行に要する経費から運賃 等収入を差し引いた金額。

<参考> 平成 28 年度 20,999,996 円 平成 29 年度 20,857,996 円

(4) 内 容 委託する業務は、デマンドバス運行に必要な運行管理、運行業務 及び車両管理とする。

4. 運行形態

道路運送法第4条に基づく許可による一般乗合旅客自動車運送事業における区域運行

5. 運行区域

運行区域は市内全域とする。

6. 業務内容

- (1) 道路運送法第5条に基づく許可申請業務 許可申請に要する経費は受託者が負担する。
- (2) 国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業に係る国庫補助金の交付申 請業務

交付申請に要する費用は受託者負担。

(3) 乗車場所案内看板の設置に伴う使用許可申請業務

許可申請に要する費用は受託者負担。

乗車場所案内看板の設置場所に関する関係機関との協議及び設置は市が行う。また、設置場所の使用料が発生する場合の減免要望も市が行う。

(4) 運行業務

- ①事務所の設置及び維持管理
 - ・デマンドバスの運行管理に必要な事務所は、受託者が設置する。
 - ・事務所の維持管理費用は受託者が負担し、責任をもって適正に管理する。

②運行方式

デマンド型乗合方式により運行する。

- ・自宅等と目的地間(ドア・トゥ・ドア)を運行する。
- ・午前8時から午後6時までの運行(1時間1便で1日10便)とする。
- ・事前予約のあった便のみの運行とし、予約の無い時間帯については、エリア内の 公共施設の駐車場にて待機する。
- ・運行は月曜日から土曜日とする。ただし、祝休日、振替休日、年末年始(12月30日~翌年1月3日)は運休とする。
- ・市内を旧行政区ごとに3エリアに区分し、エリアを単位とした運行をする。
- ・エリア間の乗継場所は、下野市役所とする。ただし、下野市保健福祉センターゆ

うゆう館及び自治医科大学附属病院については、どのエリアからも直通で運行する。

③運行車両

- ・車両については、市が所有するワンボックスワゴン車 10 人乗りガソリン使用車 3 台を無償貸与する。
- ・車両の点検、清掃及び調整を実施すること、また、車検、定期点検及び車両の故 障等が発生した場合は、受託者所有の代替車両にて対応する。

④利用料金

- ・運転手は、利用者から運賃を受領し運行日ごとに精算する。
- ・運賃の支払い方法は、現金または回数券とする。
- ・回数券の発行及び販売は受託者が行う。
- ・料金の設定:大人(中学生以上)300円子ども(小学生)200円(未就学児:無料)

⑤収入等

- ・収入は、利用料金及び広告収入とし、全て受託者の収入とする。
- ・収入見込み額を超えた収入については、受託者の純利益とする。

④損害賠償

本業務に使用する全ての車両は任意保険又は共済に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行う。また、加入する任意保険及び共済は以下に示す賠償内容とする。

- 対人賠償保険:無制限
- 対物賠償保険:無制限
- ・人身傷害保険:3,000 万円以上
- ・その他:車両保険に加入する。

(5) 配車及び運行管理業務

- ①電話による受付業務
 - ・電話受付予約等に必要となる専用電話の設置、その電話の基本料金及び通話料 等に関する費用は全て、受託者の負担とする。
 - ・予約受付時間は午前8時から午後5時までとし、運行する便の1時間前までの受付を基本とする。ただし、午前8時の便は、前日午後5時までの受付とする。
- ②受付業務や運転手の接遇向上に努める。

7. 項目

- ・人件費:運転手、オペレーター、運行管理者・燃料費
- ・車両点検費:法定点検費、修繕費等・保険料:自賠責保険、任意保険
- ・自動車関係諸税:自動車税、重量税 ・通信料 ・システム料
- その他経費